

第6次沖縄県国土利用計画（骨子案）

※注釈 赤字：各部署意見反映に伴う修正箇所

※注釈 〈〉 関係部局、《》 引用・参考計画 ■各項目の骨子（箇条書）

<目次>

第1章 県土の利用に関する基本構想・・・・・・・・・・ 2

1 県土利用の基本方針・・・・・・・・・・ 2

- (1) 基本理念
- (2) 県土の特性
- (3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題
- (4) 県土利用の基本方針

2 地域類型別の県土利用の基本方向・・・・・・・・・・ 7

- (1) 都市
- (2) 農山漁村
- (3) 自然維持地域

3 利用区分別の県土利用基本方向・・・・・・・・・・ 9

- (1) 農地
- (2) 森林
- (3) 原野等
- (4) 水面・河川・水路
- (5) 道路（一般道路、農道及び林道）
- (6) 宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
- (7) その他の土地利用

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要・・ 14

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標・・・・・・・・ 14

2 地域別の概要・・・・・・・・・・ 16

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要・・ 20

1 公共の福祉の優先・・・・・・・・・・ 20

2 土地利用関連法制等の適切な運用・・・・・・・・・・ 20

3 土地の有効利用・転換の適正化・・・・・・・・・・ 20

4 県土の保全と安全性の確保・・・・・・・・・・ 23

5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保・・・・・・・・ 24

6 持続可能な県土の管理・・・・・・・・・・ 27

7 県土の県民的経営の推進・・・・・・・・・・ 28

8 県土に関する調査の推進・・・・・・・・・・ 28

9 計画の効果的な推進・・・・・・・・・・ 28

<本文>

第 1 章 県土の利用に関する基本構想**1 県土利用の基本方針**

(1) 基本理念〈関係部局：企画部〉

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図る。

(2) 県土の特性〈関係部局：企画部〉

ア 本土と東南アジアのほぼ中間に位置し、東西1,000km、南北400kmに及ぶ散在する160の「島しょ」。

イ 我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、他に類をみない自然環境的特性を有する。

ウ 広大な米軍施設・区域の存在は、産業の振興、都市の形成、交通体系の構築等、総合的かつ計画的な土地利用を進める上で大きな制約がある。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

ア 社会状況の変化に伴う県土管理水準の維持及び向上（人口動態の変化、地域的偏在、観光産業の推移、空き地及び耕作放棄地の抑制 等）

〈関係部局：企画部、文化観光スポーツ部、土木建築部、農林水産部〉

- 本県の総人口は、増加基調で推移してきたが、令和 4 年に初めて減少に転じて以降、3 年連続で減少。今後も人口減少・少子高齢化が進むと見込まれる。
- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加の進行、人口の地域的な偏在が進展《第 6 次全国、第 5 次県》
- 人口減少が進展する地域では、県土管理水準の低下、空き地・空き家の増加など土地利用効率の低下《第 6 次全国、第 5 次県》
- 所有者不明土地の増加《第 6 次全国、第 5 次県》
- 外国人観光客の著しい増加等、観光産業の好調な推移に伴う受入体制の早急な整備の必要性《第 5 次県》
- 県土の適正な利用・管理を通じた県土を荒廃させない取組の推進が重要《第 6 次全国、第 5 次県》
- 農地管理の担い手の減少による農地等の管理水準の低下、耕作放棄地の増加《第 6 次全国、第 5 次県》
- 地域の生活や生活水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用の推進《第

6 次全国、第 5 次県》

イ 災害に対する脆弱性の解消と危機への対応（自然災害を被りやすい地域、沖縄県地域
防災計画、沖縄県気候変動適応計画 等）

〈関係部局：知事公室、環境部、土木建築部〉

- 島の幅が狭いため河川の流路延長が短く、台風常襲地域のため自然災害を被りやすい地域《地域防災計画、第 5 次県》
- 気候変動の影響により降雨量の増大や集中豪雨による水害等の激甚化・頻発化が予測されている《沖縄県気候変動適応計画、第 6 次全国》
- 防災・減災対策の強化とともに、災害に備えた適正な土地利用の推進など、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理への転換が急務《地域防災計画、第 6 次全国》
- 災害が発生しても人命を守り、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた取組をすすめることが重要《第 6 次全国》

ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応（多様な機能を評価、再生・継承、沖縄県自然環境再生指針 等）

〈関係部局：環境部、企画部、商工労働部、農林水産部〉

- 多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用が重要《新・21 ビジョン》
- 観光需要の高まりや社会資本整備等による様々な影響に配慮し、生物多様性の保全等「沖縄型ネイチャーポジティブ」の実現を目指す《第 6 次全国、新・21 ビジョン P37、生物多様性おきなわ戦略》
- 再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、地域社会との共生が課題《第 6 次全国》
- 脱炭素島しょ社会の実現に向けた取組《第 6 次全国、新・21 ビジョン》
- 人口の減少等による、土地への働きかけの減少による自然資源の管理や利活用にかかる知恵や技術の喪失《第 6 次全国》
- 自然と共生して育まれてきた景観や農山漁村、水辺空間等を保全・再生・創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然等の県土を将来世代に継承する観点からも重要《第 6 次全国、第 5 次県》

エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況と駐留軍用地跡地利用の推進（SACO 最終報告、2 + 2 合意の進捗状況）〈関係部局：知事公室、企画部〉

- 令和 6 年未時点、県土の約 8 %を占める米軍専用施設・区域がある。
- SACO 最終報告で返還が合意された約 5,002ha うち約 4,449ha が返還済

- 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で、約 1,048ha 返還することが示され、令和 6 年度末時点約 73ha が返還済
- 一つの都市圏を形成する中部圏域及び南部圏域においては、市街地を分断する形で広大な米軍基地が存在しており、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系、産業基盤の整備など地域の振興開発を図るうえで大きな制約《新・21 ビジョン》
- 返還後の駐留軍用地跡地は、大きな可能性を持つ空間であり都市構造を再編する好機《新・21 ビジョン、第 5 次県》
- 返還後の速やかな事業着手のため、返還前から立入りによる文化財調査、自然環境調査等を実施し、跡地利用計画を策定し、地権者等の合意形成を図ることが重要。《新・21 ビジョン》

オ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の着実な推進

〈関係部局：企画部（総括）、その他〉

- これまでの沖縄振興策の推進により、社会資本整備が進み、観光産業や情報通信関連産業の振興など着実な成果《新・21 ビジョン》
- 一人当たり県民所得は依然として全国最下位など、自立型経済の構築は道半ば《新・21 ビジョン》
- 安全・安心な生活、沖縄らしい優しい社会の構築を求める声の高まり《第 5 次県》
- 本県固有の課題を解決するため、県土利用を総合的かつ計画的に行う必要。そのために新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の着実な推進が重要《第 5 次県》

これらのア～オに共通して、デジタルを徹底活用した多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。

(4) 県土利用の基本方針

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

〈関係部局：土木建築部、農林水産部、環境部〉

- 発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要【第 6 次全国】

【都市的土地利用】〈関係部局：土木建築部〉

- 地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の土地機能や居住を集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制《第 6 次全国、第 5 次県》
- 低未利用土地や空き家を有効活用することにより、市街地の活性化と土地利用

の効率化を図る《第6次全国、第5次県》

- 地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める《第6次県、第5次県》

【農林業的土地利用】〈関係部局：農林水産部〉

- 農地については、生産供給体制を強化するため優良農地の確保、担い手への農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と効率的利用を促進する《第6次全国、第5次県》
- 森林については、県土の保全、水源のかん養などの多様な機能を果たす森林の整備及び保全を進める。《第6次全国、第5次県》
- 農地や森林が有する多面的機能を持続的に発揮していくため、多様な主体の参画を得ながら良好な管理を確保する。《第5次県》

【自然的土地利用】〈関係部局：環境部、農林水産部、商工労働部〉

- 海浜や湿地などの水辺空間又は森林や草原などの陸域について、特定外来生物の侵入防止を図るなど、保全を基本とする。《第5次県》
- 健全な水循環の維持又は回復を図り、地下水及び地域水源の保全を進める《第6次全国、第5次県》
- 太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、景観との調和等の地域の懸念が顕在化していることから、土地利用状況等に特に配慮を要する《第6次全国、第5次県》
- 森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用転換については、土地利用の不可逆性、生態系、景観等にも影響を与えることから慎重な配慮のもとで行うことが重要《第6次全国、第5次県》

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

〈関係部局：知事公室、土木建築部、環境部〉

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施《第6次全国、第5次県》
- 災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要《第6次全国、第5次県》
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する《第6次全国、第5次県》
- 県土保全等の多面的機能発揮のための農地の良好な管理《第6次全国》
- 経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進、

- 1 ライフライン等の多重性・代替性を確保《第 6 次全国、第 5 次県》
- 2 ■ 宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に
- 3 規制することにより安全性を確保《第 6 次全国、盛土規制法》
- 4 ■ 森林や湿地等の自然生態系の持つ県土保全機能の向上《第 5 次県》
- 5
- 6 ウ 健全な生態系の確保によりつなげる県土利用・管理（サンゴ礁の保全）
- 7 〈関係部局：環境部、文化観光スポーツ部〉
- 8 ■ 「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する持続可能な循環共生社会」の実現に向けた県土
- 9 利用《第 3 次沖縄県環境基本計画》
- 10 ■ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成を図
- 11 る。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービス
- 12 の保全と持続可能な利用を重視《第 6 次全国、第 5 次県》
- 13 ■ 自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組によって、地域社会
- 14 課題解決を図っていく《第 6 次全国、第 5 次県》
- 15 ■ 脱炭素社会の実現に向けて、バイオマス資源等の循環利用に努める。資源を生
- 16 み出す農山漁村等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承《第 6
- 17 次全国、第 5 次県、**第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画**》
- 18 ■ 自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理の充実、人と地域の自然との関
- 19 りで育まれた伝統や文化等や自然資本を保全・活用した観光や経済循環を通じ
- 20 た、地域間の対流促進等によって、都市・地方間での人の流れの拡大を図る。
- 21 《第 6 次全国、第 5 次県》
- 22 ■ 美しい集落やまちなみ、地域に残る歴史的価値のある文化遺産など、個性豊か
- 23 な美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくり《第 6 次全
- 24 国、第 5 次県》
- 25 ■ 地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持又は回
- 26 復するための取組を効果的に進める《第 6 次全国、第 5 次県》
- 27
- 28 工 駐留軍用地跡地利用の推進〈関係部局：企画部〉
- 29 ■ 本県の振興・発展に大きな可能性を持つ空間である。特性を活かした効果的な跡地利
- 30 用の推進及び早期着手に向けた取組を推進《第 5 次県、新・沖縄 21 世紀ビジョン》
- 31
- 32 オ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用
- 33 〈関係部局：企画部、土木建築部、その他〉
- 34 ■ 人と環境に優しいまちづくりを推進するため、公共空間におけるユニバーサルデザイ
- 35 ンの推進に取り組む《新・21 ビジョン P37》

- 空港、港湾、道路、鉄軌道を含む新たな公共交通システムなど必要な基盤整備やネットワーク機能の強化を展開《新・21 ビジョン P187》

カ 県土利用・管理 DX〈関係部局：企画部、**その他関係部局**〉

- 県土の適切な管理を推進するためには、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することが重要《第 6 次全国》
- 地理空間情報等のデジタル技術を活用し、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進《第 6 次全国》
- 持続可能な社会基盤を守るため、AI、IoT、ドローン等の新技術も活用し、適切な維持管理や更新等による社会基盤の長寿命化に取り組む《第 5 次県、新・21 ビジョン P192》
- 粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープンデータ化や連携を促進《第 6 次全国、沖縄県 DX 推進計画》

キ 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営

〈関係部局：企画部、土木建築部〉

- 適正な県土利用・管理の推進のため、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 多様な主体が連携した地域の課題解決や、土地の公共的管理の促進、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組推進《第 6 次全国》
- 二地域居住者等を含む関係人口の拡大と観光客等の地域との関りの深化《第 6 次全国、第 5 次県》

2 地域類型別の県土利用の基本方向

- (1) 都市（土地の高度利用の推進(地域の状況を踏まえた生活拠点の充実)、都市間のネットワークの充実、災害に強い都市構造、環境負荷の低減 等）

〈関係部局：土木建築部、文化観光スポーツ部、農林水産部〉

- 中心市街地では、車社会の進展、郊外への大型店舗や住宅地等の進出により空洞化が進展《県 5 次》
- 既成市街地の都市機能の高度化、良好な住宅市街地の形成など歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進《第 5 次県、新・21 ビジョン P226》
- 既成市街地において、街路、公園などの公共**空間**の整備を官民一体で取り組む。また、教育、医療・福祉、商業、文化などの施設の再配置などを促進、居住環境の整備・充実化を推進《都市モノ課意見》
- 集約化した都市間のネットワークを充実させ、都市や周辺の農山漁村の相互の機能

1 分担や対流を促進《第 6 次全国、第 5 次県》

- 2 ■ 新たな土地需要がある場合は、低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林等から
- 3 の転換は抑制《第 6 次全国、第 5 次県》
- 4 ■ 災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置、ライフラインの多重
- 5 性・代替性確保。耐震化等による安全性向上、防災に配慮した土地利用への誘
- 6 導《第 6 次全国、第 5 次県》
- 7 ■ 健全な水循環の維持又は回復等により都市活動による環境負荷の小さい都市
- 8 の形成を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 9 ■ 住宅と農地が混在する地域では、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の
- 10 形成を進め、都市農地の保全を図る《第 6 次全国》
- 11 ■ 大型 MICE 施設整備を推進し、集客施設等の立地促進等、MICE を中心とした
- 12 魅力あるまちづくりに取り組む《第 5 次県》

13
14 (2) 農山漁村（生活環境・生産環境の向上、6 次産業化の推進 等）

15 〈関係部局：農林水産部、企画部〉

- 16 ■ 農山漁村は、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有している《第 6
- 17 次全国、第 5 次県》
- 18 ■ 農林水産物やバイオマス等の多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と
- 19 組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じて、健全な地域社会を
- 20 構築《第 6 次全国、第 5 次県》
- 21 ■ 地域経営の中心的役割を担う集落や地域コミュニティの維持、生活・生産基盤の整
- 22 備、ニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業に適合した諸産業の導入等を進
- 23 める必要がある《第 5 次県》
- 24 ■ 生活サービス機能等の維持が困難な集落において、日常生活に不可欠な施設等
- 25 を動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通ネットワークでつないだ「小さな拠
- 26 点」の形成を進め、集落機能を集中的に維持・強化する《第 6 次全国、第 5 次
- 27 県、離島振興計画》
- 28 ■ 健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管
- 29 理、野生鳥獣被害対策、森林資源の循環利用や適切な整備等による集落を維持
- 30 《第 5 次県》
- 31 ■ 里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて
- 32 生物多様性保全に貢献する取組を推進《第 6 次全国》

33
34 (3) 自然維持地域（外来種対策、陸域・水辺環境の保全、適正な利用、再生 等）

35 〈関係部局：環境部〉

- 外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進める《第 6 次全国、第 5 次県》
- 陸域・水辺環境の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保を図る《第 5 次県》
- 自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量の考えのもと、自然環境を適正に利用する。《第 5 次県、沖縄県環境基本計画》
- 自然の特性を踏まえた体験学習等の利用を図るなど、生物多様性の取組を社会に浸透させる《第 6 次全国、第 5 次県》

3 利用区分別の県土利用基本方向

各利用区分を個別にとらえるだけでなく、県土利用の基本方針で示した横断的な観点や相互の関連性に十分留意する。

(1) 農地 〈関係部局：農林水産部〉

- 生産性の高い活力ある農業の確立のため、必要な優良農地の確保と整備を図る《第 5 次県》
- 良好な管理を通じて県土保全や生物多様性保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 担い手の負担軽減のため水路等の保安全管理といった地域の共同活動を支援《第 6 次全国、第 5 次県》
- 条件不利地域では、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担を検討するなど耕作放棄地の発生防止及び再生を促進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から保全の利用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- スマート農業の加速化による生産性の向上を図り、持続性の両立を図る《第 6 次全国》

(2) 森林 〈関係部局：農林水産部〉

- NPO や企業など多様な主体による整備及び保全を促進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 急傾斜地等の立地条件が悪い森林等の公的な関与による整備及び保全を推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 都市周辺の森林について、積極的に緑地指定の保全及び整備を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 農山漁村集落周辺の森林は地域社会の活性化に加え、自然とのふれあいを求めるといった多様な県民的要請に配慮して、適正利用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- CO2 排出削減等に貢献するため、森林資源の循環利用と多様な主体によるカーボンオフセットの活用を推進《第 6 次全国、新・21 ビジョン P33》

■ 原始的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等について、適正な保全を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 特用林産物の安定生産や県産材を利用した木工芸等の推進《第 5 次県》

(3) 原野等 〈関係部局：環境部〉

■ 貴重な自然環境を形成している原野等の保全・再生《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 上記以外の原野等の地域の自然環境形成機能に配慮した適正利用《第 6 次全国、第 5 次県》

(4) 水面・河川・水路 〈関係部局：農林水産部、土木建築部〉

■ 安全性確保、水資源開発、農業水利施設の整備等に必要な用地の確保《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 施設の適切な維持管理・更新や水面の適正利用による既存用地の持続的利用《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成、生物の生息・生育環境、魅力ある水辺空間の保全・創出《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 都市のオープンスペース等多様な機能の維持・向上《第 6 次全国、第 5 次県》

(5) 道路 〈関係部局：土木建築部、農林水産部〉

ア[一般道路]（体系的な整備と質的向上。地域特性を生かした道路空間の形成、

地域間の対流の促進。輸送の多重性・代替性の確保、道路の安全性、快適性、防災機能の向上、環境保全への十分な配慮 等）

■ 増加する交通需要や多様化する利用者ニーズに対応するため、一層の体系的整備と質的向上が必要（幹線道路ネットワークの構築、都市モノレールやバス等の公共交通機関との連携を踏まえた体系的な道路整備を図る）《第 5 次県》

■ 地域間の対流を促進し、災害時の輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全安心な生産基盤の整備をすすめるための必要な用地の確保《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 施設の適切な維持管理・更新による既存用地の有効利用《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 整備にあたっては、道路の安全性、快適性、防災機能の向上、希少な動植物の保全等環境の保全にも十分配慮《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 市街地においては、道路緑化の推進等良好な沿道環境の保全・創造《第 6 次全国、第 5 次県》

イ[農道及び林道]（農林業の生産性向上、適正管理を図るために必要な用地の確

保、既存施設の適切な維持管理及び更新による持続的な利用の推進、国立公園
の維持管理)

- 農林業の生産性の向上、農地及び森林の適正管理を図るために必要な用地の確保《第 6 次全国、第 5 次県》
- 整備にあたっては、自然環境の保全に十分に配慮《第 6 次全国、第 5 次県》
- 老朽化した施設の再編・強靱化の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図る《第 6 次全国》
- 国立公園指定地域は、利用者の安全確保のため注意啓発看板設置等、距離標の設置等の維持管理に努める《第 5 次県》

(6) 宅地 〈関係部局：土木建築部、商工労働部、文化観光スポーツ部〉

ア[住宅地] (人口動態や高齢化等に対応した秩序ある市街地の形成、地域特性に応じた良好な生活関連施設の計画的な整備及び必要な用地の確保、空き家の活用・除去、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上)

- 人口動態・高齢化等に対応した秩序ある市街地形成や、生活関連施設の計画的な整備、良好な居住環境の形成《第 6 次全国、第 5 次県》
- 耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上《第 6 次全国、第 5 次県》
- 都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限《第 6 次全国、第 5 次県》
- 整備に際して、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進、農地や森林等からの転換は抑制しつつ必要な用地を確保《第 6 次全国》
- 太陽光発電設備の設置には、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮《第 6 次全国》

イ[工業用地] (立地動向、産業・物流インフラ整備状況を踏まえた整備及び必要な用地の確保、環境保全への配慮。企業等の自主的取組の促進)

〈関係部局：商工労働部、文化観光スポーツ部〉

- グローバル化や情報化の進展等に工場の立地動向、大型 MICE 施設を含めた産業・物流インフラの整備状況や地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地は、土壌汚染調査や対策を講ずるとともに、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 工場内の緑地、水域やビオトープ等が貴重な植物や生物等の生育環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組みを促進させる仕組みを検討する《第 6 次全国、第 5 次県》

ウ[その他の宅地]（土地利用の高度化、都市の集約化、災害リスクの高い地域への立地抑制港湾・空港周辺地域等に流通業務用地の確保。既存ストックの有効利用、大型 MICE 施設や大型リゾート施設の適正な立地検討）

〈関係部局：土木建築部〉

- 土地利用の高度化、都市の集約化、災害リスクの高い地域への立地抑制、良好な環境形成に配慮し、事務所・店舗用地に必要な用地確保《第 6 次全国、第 5 次県》
- これまで蓄積されてきた居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用及び空き家・空き店舗棟の有効利用を促進《第 5 次県》
- 大型 MICE 施設、大型リゾート施設や大規模集客施設等の立地について、都市構造への広域的影響や地域の景観との調和を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を手反映した適正な立地を確保《第 6 次全国、第 5 次県》
- 公共施設については、建替え等の機会をとらえ、災害リスクに配慮し、中心部等での立地を促進により、より安全な地域へ市街地の集約化を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

(7) その他〈関係部局：全部局〉

ア[公用・公共用施設用地]（県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保、空港及び港湾は環境保全に配慮しつつ必要な用地を確保、墓地は可能な限り集約化）

〈関係部局：土木建築部、環境部、企画部、その他関連事業がある部局〉

- 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、必要な用地を確保《第 6 次全国、第 5 次県》
- 施設整備に当たっては、耐災性の確保と災害時の施設活用を配慮、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の活用やまちなか立地に配慮《第 6 次全国、第 5 次県》
- 過疎・離島地域の定住条件の整備等の観点から、空港及び港湾は必要不可欠な交通施設のため、環境保全に配慮しつつ必要な用地を確保《第 5 次県、離島振興計画》
- 墓地は、散在化している現状を踏まえ、可能な限り集約化を図る《第 5 次県》

イ[レクリエーション用地]（ビーチ、ゴルフ場、キャンプ場等の計画的な整備と有効利用、施設整備に当たっての自然環境の保全、適切な配置と広域的な利用への配慮）

〈関係部局：環境部、その他〉

- ビーチ、ゴルフ場、キャンプ場等のレクリエーション用地については、自然環境の保

全を図りつつ、計画的な整備と有効利用を進める。施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。また、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

ウ[低未利用土地]（都市においては、居住用地や事業用地等として再利用、農山

漁村においては、農地として活用。再生困難な耕作放棄地は農地以外に誘導）

〈関係部局：農林水産部、土木建築部、その他〉

- 都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共施設用地や防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域活性化の観点から積極的な活用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の参加促進等により、農地としての活用を積極的に図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 様々な政策努力を払っても再生困難な耕作放棄地については、それぞれの地域の状況に応じて、自然環境の再生を含め農地以外への誘導を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

エ[沿岸域]（海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点にたった総合的利用を図

る、特有の生態系を有している干潟、サンゴ礁等の浅海域や海岸の保全・再生）

〈関係部局：環境部、土木建築部〉

- 沖縄の周辺海域は、黒潮が北上する熱帯海域で、多様性に富むサンゴ礁が発達している《第 5 次県》
- 沿岸域は、貴重な動植物の生息・育成地として、余暇や伝統行事の場といった県民生活や生産活動のためのかけがえのない資産である《第 5 次県》
- 漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、長期的視点に立った総合的利用を図る。環境の保全と開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する《第 6 次全国、第 5 次県》
- 陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、藻場等のブルーカーボンなど、沿岸域の有する生物多様性の確保を図り、良好な景観を保全・再生・創出する《第 6 次全国》
- 本県の海域が国家的利益の確保に貢献している重要性を踏まえ、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める《第 6 次全国、第 5 次県》

オ[米軍施設・区域]（返還が予定されている区域等は地域特性を踏まえた跡地利用を推進）

〈関係部局：企画部〉

- 返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間として、地域特性を踏まえて跡地利用を促進する必要がある。《第 5 次県》
- 都市的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、都市機能の計画的再配置・高度化及び諸産業基盤の整備を促進《第 5 次県》
- 農林業的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進《第 5 次県》
- 自然的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、自然環境保全を基本とし、貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制を推進《第 5 次県》

第 2 章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 〈関係部局：企画部〉

- (1) 計画の目標年次は、令和 19 年とし、基準年次は令和 6 年とする。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和 19 年において、それぞれ 約 144 万人、約 68 万世帯と想定する。
※人口は「社会経済展望値関連資料[企画調整課]」より、世帯数は「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）[国立社会保障・人口問題研究所]」よりそれぞれ推計
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他
- (4) 利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や個別規制法に基づく各種計画等を前提に、利用区分別に必要な土地面積を予測し土地利用の実態との調整を行い推計します。
- (5) 県土の利用の基本構想に基づく令和 19 年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

表 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標						(単位：ha,%)	
利用区分	年次	令和6年	令和19年	構成比		増減 (R19-R6)	増減率 (R19-R6)
				令和6年	令和19年		
農地		35,951					
森林		106,248					
原野等		6,539					
水面・河川・水路		3,425					
道路		11,851					
宅地		16,989					
	住宅地	11,024					
	工業用地	576					
	その他の宅地	5,389					
その他		47,282					
合計		228,285					
(参考) 市街地		14,380					
※基準年次の数値については、土地利用現況調査によるもの							

(参考) 国の規模の目標							
利用区分	年次	令和 2 年	令和15年	構成比		増減	増減率
		(万ha)	(万ha)	令和 2 年 (%)	令和15年 (%)	(R15-R2) (万ha)	(R15-R2) (%)
農地		437	414	11.6%	11.0%	-23	-5.3%
森林		2,503	2,510	66.2%	66.4%	7	0.3%
原野等		31	31	0.8%	0.8%	0	0.0%
水面・河川・水路		135	135	3.6%	3.6%	0	0.0%
道路		142	147	3.8%	3.9%	5	3.5%
宅地		197	198	5.2%	5.2%	1	0.5%
	住宅地	120	119	3.2%	3.1%	-1	-0.8%
	工業用地	16	17	0.4%	0.4%	1	6.3%
	その他の宅地	61	61	1.6%	1.6%	0	0.0%
その他		334	344	8.8%	9.1%	10	3.0%
合計		3,780	3,780	100.0%	100.0%	0	0.0%
注 (1) 令和2年の地目別区分は、国土交通省調べによる。							
(2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。							

2 地域別の概要〈関係部局：企画部〉

- (1) 地域の区分は、本県における自然的、経済的及び社会的条件を勘案し、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の圏域区分に即して、北部地域、中部地域、南部地域、宮古地域、八重山地域の 5 区分とする。

地域区分	構成市町村
北部地域（12）	名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部地域（9）	宜野湾市 沖縄市 うるま市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町
南部地域（15）	那覇市 浦添市 糸満市 豊見城市 南城市 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 久米島町 八重瀬町
宮古地域（2）	宮古島市 多良間村
八重山地域（3）	石垣市 竹富町 与那国町

- (2) 地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう定めるものとする。

- (3) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法は 1 に準ずる。

令和 19 年における地域別人口を次のとおり想定する。

北部地域 約 万人、 中部地域 約 万人、 南部地域 約 万人、
宮古地域 約 万人、 八重山地域 約 万人

- (4) 地域別の概要及び令和 19 年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりである。なお、以下の利用区分別の規模の目標については、(3)で想定した地域別の人口に関して変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

ア 北部地域（農林水産業、学術研究、観光リゾート産業、国立公園・世界遺産 等）
〈関係部局：企画部、農林水産部、文化観光スポーツ部、環境部、土木建築部〉

■ 北部地域は、名護市を中心として沖縄島北部と周辺離島から構成《新・21 ビジョン、

第 5 次県》

- やんばるの森は、重要な水源地であり貴重な動植物が生息・生育し、世界自然遺産に登録されるなど、優れた自然環境を有している《新・21 ビジョン、第 5 次県》
- 美しい自然海岸を有し、西海岸地域においては、本県を代表する観光地が形成《新・21 ビジョン、第 5 次県》
- 「やんばる型森林業」の推進により、木材及び特用林産物の生産、伝統工芸産業の産地形成、自然体験活動の場の提供等が期待《第 5 次県》
- ハシゴ道路ネットワークの拡充に向けた取組を推進し、円滑な交通ネットワークの整備を図る。また、クルーズ船受け入れ態勢の整備や物流機能の強化など港湾機能の強化を図る《第 5 次県》
- 沖縄科学技術大学院大学を核としたイノベーション・エコシステムの形成と国際的な研究ネットワークを構築し、国際的な学術研究・観光拠点の形成に取り組む《新・21 ビジョン》
- 北部訓練場の跡地については、国や村、関係団体と連携し、世界自然遺産登録地として普遍的価値を維持できるよう、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組む《新・21 ビジョン》
- 農業は、耕畜連携や環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成。各種生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化等の農地保全対策を推進、特産品の高付加価値化、観光産業等と連携した 6 次産業化の推進並びに農産加工施設の整備を図る《第 5 次県計画》
- 公園・緑地、学術研究施設、情報通信関連施設、環境衛生施設、医療文化施設等（公用・公共用施設）の整備が見込まれる《第 5 次県計画》

イ 中部地域（都市機能再編・整備、MICE、幹線道路ネットワークの整備、都市近郊型農業 等）

〈関係部局：土木建築部、文化観光スポーツ部、農林水産部〉

- 中部地域は、中央部を広大な米軍基地が占め土地利用上の大きな制約がある《第 5 次県》
- 大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展等に伴い、中心市街地の衰退、慢性的な交通渋滞など様々な問題が発生。中心市街地への再配置等を促進し、居住環境の整備・充実を推進《新・21 ビジョン、第 5 次県》
- 東海岸地域においては、保全と開発の両立を図りながら、良好な居住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図る《新・21 ビジョン》
- 西海岸地域は、海浜、公園等の一体的な整備を促進、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ等の集積を生かして観光関連施設の集積を図る《新・21 ビジョン、第

5 次県》

- 拠点都市間の移動の円滑化を図るため、沖縄西海岸道路の促進や県道 24 号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図る《第 5 次県》
- 駐留軍用地跡地に土地区画整理事業を行うことにより、公園や区画道路等公共施設と宅地造成を同時に整備できることから、一体的な街づくりを図る《第 5 次県》
- 立地条件などの地域特性を活かした都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成、環境と調和した持続的生産体制の構築。各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長寿命化を推進《第 5 次県》
- 公園・緑地、環境衛生施設（公用・公共用施設）の整備が見込まれる《第 5 次県計画》

ウ 南部地域（都市機能再編・整備、幹線道路ネットワークの整備、MICE、国立公園等）〈関係部局：土木建築部、文化観光スポーツ部、農林水産部〉

- 都市部は、戦後、開放された土地に急激に人々が流入し、都市基盤整備が追いつかないまま密集市街地が形成。都市問題や防災等の観点を踏まえたまちづくりが求められている《第 5 次県》
- 市街地においては、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもと、円滑な交通網の形成を推進《第 5 次県》
- 農山漁村及び離島地域においては、良好な自然環境や営農環境を確保するとともに、地域コミュニティ活力の維持、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の形成を図る《第 5 次県》
- 中城湾港西原与那原地区（マリントウン）に MICE 施設を核として、良好な都市形成、交通利便性確保、宿泊・商業施設集積による賑わいを創出《第 5 次県》
- 人口や観光客数の増加に伴い宅地需要が増加、土地利用の不可逆性の観点から、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要がある《第 5 次県》
- 地域特性を生かした都市近郊型農業の促進、環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図り、生産拡大とブランド化を進める。また、遊休化した農地の有効利用を図り、各種生産基盤の整備や赤土等流出問題の対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図る《第 5 次県》
- 公園・緑地、厚生福祉施設等（公用・公共用施設）の整備が見込まれる《第 5 次県計画》

エ 宮古地域（観光リゾート産業、まちなか居住の促進、資源循環型農業 等）

〈関係部局：土木建築部、農林水産部〉

- 宮古島では、郊外への大型店舗や住宅地の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等では過疎化と高齢化が課題《第 5 次県》
- 中心市街地の居住環境改善を図り、まちなか居住を促進、求心力と拠点性を高め、リゾート拠点のトゥリバー地区や市街地内の歴史・文化拠点と有機的に連結して市街地の回遊性を高める《第 5 次県》
- 離島港湾施設において、海上交通の安全性・安定性の観点から、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を推進《第 5 次県》
- 資源循環型農業を推進するとともに、生産性及び品質向上に努め、流通・販売体制の整備等を実施、拠点産地の育成に取り組む。また、農地の利用集積による経営規模の拡大を図り、各種生産基盤の整備をするとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図る《第 5 次県》
- 再生可能エネルギー導入のための諸条件の整備、水源涵養林、海岸防災林を含めた防風・防潮林などの森林の整備、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備等が見込まれる《第 5 次県》

オ 八重山地域（観光リゾート産業、地域内広域交流・連携、国立公園・世界遺産、集落の維持定住条件整備 等）

〈関係部局：企画部、土木建築部、農林水産部、環境部〉

- 石垣島や世界自然遺産でもある西表島及びその周辺海域等が国立公園に指定、多様性に富んだ優れた自然環境を有している《第 5 次県》
- 石垣港を中心とした地域から空港跡地を中心とした地域を結ぶ軸を都市の骨格軸とし、無秩序な市街化を抑制、石垣港周辺の市街地開発等により中心市街地の拠点性を高める。市街地と石垣空港を連結する交流軸を強化し、八重山地域内の広域交流・広域連携を促進《第 5 次県》
- 港湾の機能拡充をはかるため、必要な整備の推進、高齢化の進行に対応するためユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を推進《第 5 次県》
- 郊外部及び周辺離島においては、都市的土地利用の生活拠点への集約化を図る、雄大な自然が残る緑地ゾーン、田園景観が広がる既存集落周辺やレクリエーション拠点・リゾート拠点などを有機的に結びつけ、周遊ルートの多様化を促進《第 5 次県》
- 観光客数の増加による観光施設の需要が増加、土地利用の不可逆性の観点から、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要がある《第 5 次県》
- 亜熱帯性気候特有の自然条件を生かした品目を生産、生産施設や流通・販売体制の整備等を実施、拠点産地の育成に取り組む。各種生産基盤の整備を推進するとともに、

既存施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進します。台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題対策を推進、農地保全及び環境負荷の低減を図る《第 5 次県》

■ 公園・緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設等の整備等が見込まれる《第 5 次県》

■ 各離島の特性と実情を踏まえ、離島地域のすべての住民が安心して暮らし続けるよう、定住条件の整備・向上を図る《離島振興計画、竹富町意見》

第 3 章 第 2 章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先〈関係部局：企画部〉

■ 県土の利用は、公共の福祉を優先させ、地域の自然環境や社会的・文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に行う。《第 5 次県》

■ 土地の所有者は良好な土地管理と有効な土地利用に努め、県等は各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。《第 5 次県》

2 土地利用関連法制等の適切な運用〈関係部局：企画部〉

■ 国土利用計画法及び関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。《第 5 次県》

■ 市町村においては、地方創生の観点から、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、地域の実情に即した市町村計画の改定を促進。《第 6 次全国、第 5 次県》

3 土地の有効利用・転換の適正化【第 5 次県計画の 6 と 7 を統合】

(1) 市街地における住宅地等の有効利用〈関係部局：土木建築部〉

■ 市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 空き家等の実情把握、利活用を促進。危険な空き家の除却等を推進。《第 6 次全国、第 5 次県》

■ 住宅の長寿命化、中古住宅の市場性の推進による、既存住宅ストックの有効活用《第 5 次県計画》

■ 密集住宅市街地の個別状況調査や権利者の意向調査実施による、地区の特性に応じ

た制度等の活用を検討《5 次県》

(2) 道路空間の有効利用〈関係部局：土木建築部〉

- 無電柱化、既存道路空間の再配分などによる道路空間の有効利用《第 6 次全国、第 5 次県》
- 道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成 《第 6 次全国、第 5 次県》

(3) 工業用地の有効利用〈関係部局：商工労働部〉

- 高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的整備の促進及び質の高い低コストの工業用地の整備《第 6 次全国、第 5 次県》
- 地域社会との調和及び公害防止の充実《第 6 次全国、第 5 次県》
- 税制優遇措置や支援制度などの独自の制度等の活用による企業誘致の推進及び既存未分譲地等の有効利用の促進《第 6 次全国、第 5 次県》

(4) 水面・河川・水路の有効利用〈関係部局：土木建築部、環境部〉

- 環境や景観に配慮した「多自然川づくり」を推進し、水面・河川・水路が持つ多様な生物の生息・生育環境としての機能を保全《第 5 次県》
- 防災・減災に役立つ治水機能を確保すると共に、これらの自然環境が持つ多様な機能を教育の場として活用するなど、その普及啓発を推進《第 5 次県》

(5) 低未利用土地の有効利用（増加防止や効率的な利活用等の総合的方策を検討 等）

〈関係部局：土木建築部、農林水産部〉

- 空き家バンク等による需給のマッチングや地域活性化に資する施設等への改修など利活用を推進する《第 5 次県》
- 住宅の品質確保の周知・普及の推進など住宅の長寿命化を推進《第 5 次県》
- 容積率が生かされていない市街地については、地区計画や高度利用地区等を策定・指定する等により共同建て替え等へ誘導する《第 5 次県》
- 耕作放棄地の実態把握と利活用促進《第 5 次県》

(6) 駐留軍用地跡地の有効利用（総合的かつ計画的な跡地利用計画策定及び取組の推進等）〈関係部局：企画部〉

- 広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進《新・21 ビジョン P147、第 5 次県》
- 県及び関係市町村においては、返還前の早い段階からの駐留軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調査等に取り組む《新・21 ビジョン P147、第 5 次県》

(7) 土地利用転換の基本的考え方(諸状況を勘案した適正な執行、自然的土地利用の転換抑制 等)〈関係部局：企画部、土木建築部〉

- 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行う《第 6 次全国、第 5 次県》
- 転換途上であっても、条件の変化等勘案する事由がある場合には、必要に応じその計画を見直すなど適切な措置を講ずる《第 6 次全国、第 5 次県》
- 農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制《第 6 次全国、第 5 次県》
- 水被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラとして都市部の緑地を保全活用するなど、農地や森林等の有効利用を促進《第 6 次全国》

(8) 農地の有効利用及び利用転換（優良農地の確保及び不要不急な農地転用の抑制）〈関係部局：農林水産部〉

- 担い手への農地集積を図るとともに、農地整備事業等との連携による農地の集約化に取り組む《第 5 次県》
- 広報強化を図り、農地所有者から農地中間管理機構へアプローチしやすい環境を整える《第 5 次県》
- 相続登記の義務化を契機として、周知啓発により相続未登記農地の発生防止等に努める《第 5 次県》
- 農地の利用転換を行う場合には農産物生産の確保、農業経営の安定や地域景観・自然環境に及ぼす影響に留意し、計画的な調整を図りつつ、優良農地が確保されるよう十分考慮し、不要不急な転用を抑制し効率的な土地利用を図る《第 5 次県》

(9) 森林の有効利用及び利用転換（地域の総合的かつ計画的な利用推進 等）〈関係部局：農林水産部〉

- 地域森林計画を策定し、地域の特性に応じた適切な整備保全及び林業の持続的かつ健全な発展を図る《第 5 次県》
- 集落周辺の森林は、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮し、有効利用を図る《第 5 次県》
- 森林の利用転換を行う場合には、多面的機能の維持に留意しつつ、災害の発生や景観、自然環境に十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図る。地域住民への森林法制度の周知徹底を促進、地域の総合的かつ計画的な土地利用を推進《第 5 次県》

(10) 大規模な土地利用転換（十分な調査の実施、地域の総合計画との整合 等）

〈関係部局：企画部、土木建築部〉

- 周辺地域等の十分な調査を行い、県土及び環境保全、安全性の確保等に配慮する《第 6 次全国、第 5 次県》
- 地域住民の意向等を踏まえるとともに、地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

(11) 混在地における土地利用転換（地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用等）〈関係部局：企画部〉

- 農地や宅地等、用途ごとの必要な土地のまとまりを確保することにより、相互の土地利用の調和を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る《第 6 次全国、第 5 次県》

(12) 地方創生の観点からの土地利用転換〈関係部局：企画部〉

- 地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、積極的な土地利用の最適化を推進《第 6 次全国、八重瀬町意見》

4 県土の保全と安全性の確保

(1) 自然災害への対応（災害リスクの高い地域の把握及び土地利用の制限 等）

〈関係部局：知事公室、企画部、土木建築部〉

- 流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防施設等の整備、県土保全施設の整備と維持管理を推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 災害リスクの高い地域の把握、公表及び関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定《第 6 次全国、第 5 次県》
- ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等の推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 水インフラの適切かつ戦略的な維持管理・更新、安定した水資源確保のための総合的な対策《第 6 次全国、第 5 次県》
- 土木構造物としてのダムの老朽化が著しいことから、長期的視点にたった各ダムの長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理を行う《第 5 次県》

- 1 (2) 森林機能の向上（県土の保全と安全性の確保 等）〈関係部局：農林水産部〉
- 2 ■ 県土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、
- 3 地域森林計画策定等を通じて、適切な保育、間伐などの森林整備を推進《第 6 次全
- 4 国、第 5 次県》
- 5 ■ 山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管
- 6 理や治山施設の整備等を推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 7
- 8 (3) 中枢管理機能・ライフライン等の安全性の向上（多重性・代替性確保、特に離島では
- 9 重要 等）〈関係部局：知事公室、企画部、商工労働部、土木建築部〉
- 10 ■ 中枢管理機能やライフライン等の代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整
- 11 備を推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 12 ■ 基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び
- 13 上下水道等の多重性・代替性の確保《第 6 次全国、第 5 次県》
- 14 ■ 市町村地域防災計画の拡充支援《第 5 次県》
- 15 ■ 沖縄島の東海岸と西海岸の連携を進めること等により、県土の多重性・代替性の確
- 16 保に努める《第 5 次県》
- 17
- 18 (4) 都市の安全性の向上（拠点市街地等の整備、密集市街地の防災避難所空間の創出
- 19 等）〈関係部局：企画部、知事公室、土木建築部〉
- 20 ■ 市街地等において、浸水被害の軽減を図る治水施設等の整備、津波による甚大な被
- 21 害が想定される地域における拠点市街地等の整備《第 6 次全国、第 5 次県》
- 22 ■ 公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時
- 23 の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の
- 24 防災・減災対策を推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 25 ■ 防災性の低い密集市街地では、土地区画整理事業等により、区画道路の計画的配置、
- 26 狭小道路の改善、計画的な公園・緑地の配置による防災避難所空間の創出《第 5 次
- 27 県》
- 28 ■ 市町村立地適正化計画策定支援（危険地区を区域指定、居住誘導区域から除外可能）
- 29 《第 5 次県》
- 30
- 31

32 5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- 33 (1) 多様な自然環境の保全（厳格な行為規制等により適正な保全 等）
- 34 〈関係部局：環境部、農林水産部〉
- 35 ■ 高い価値を有する自然環境及び野生生物の生息等の観点から優れている自然は、厳

- 1 格な行為規制や保全活動等により適正な保全を図る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 2 ■ 二次的自然は、適切な農林水産業活動や民間等の活動の促進や生物多様性の保
3 全が図られている区域の認定等を通じて自然環境の維持・形成を図る《第 6 次
4 全国、第 5 次県》
- 5 ■ 自然が劣化・減少した地域は自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図
6 る《第 6 次全国、第 5 次県》
- 7 ■ 自然を保護する地域の適正な配置・管理に努める《第 5 次県》
- 8
- 9 (2) 生物多様性の確保等（生態系の保全・再生、防災・減災対策の推進 等）
- 10 〈関係部局：環境部、農林水産部〉
- 11 ■ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した生態系ネットワークの形成のため、流
12 域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・
13 再生を促進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 14 ■ 野生鳥獣による被害防止対策や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等の推進及び侵略
15 的外来種防除手法の開発、調査研究《第 6 次全国、第 5 次県》
- 16 ■ 都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然
17 生態系を活用した防災・減災対策の推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 18 ■ 県赤土等流出防止条例などの各種規制措置の適切な運用により、島しょ由来のサン
19 ゴ礁等の優れた自然環境に配慮した土地利用に努める《第 5 次県》
- 20
- 21 (3) 自然資源を活かした観光・地域産業の振興（エコツーリズムの推進 等）
- 22 〈関係部局：環境部、文化観光スポーツ部〉
- 23 ■ 優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、地域文化等は、観光資源として高い
24 価値を有していることから、上質なツーリズムにより誘客を促進し、地域活性化を
25 図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現《第 6 次全
26 国、第 5 次県》
- 27 ■ 自然資源を活かしたエコツーリズムの推進や地域産業の促進《第 6 次全国、第 5 次
28 県》
- 29 ■ 多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備を図り、ブランドを活かした
30 国内外の観光客の増加を図る《第 5 次県》
- 31
- 32 (4) 地球温暖化対策の推進（鉄軌道の導入、再生可能エネルギーの導入、カーボンニュー
33 トラル 等）
- 34 〈関係部局：環境部、商工労働部、企画部、農林水産部〉
- 35 ■ 地域共生型の太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入《第 6 次全国、

第 5 次県》

- 都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用の推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 森林吸収源対策の着実な推進《第 5 次県》
- 脱炭素化に向けて、基幹バスシステム導入等の交通需要マネジメント施策の推進、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組推進《第 5 次県、新・21 ビジョン P33》

(5) 生活環境の保全（大気汚染、騒音、悪臭等対策の推進、健全な水循環構築 等）

〈関係部局：環境部〉

- 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う《第 6 次全国、第 5 次県》
- 住宅地周辺における騒音・悪臭等の生活環境への影響に配慮した工場操業等の推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 排水削減対策や栄養塩類濃度の適切な維持管理など総合的な水質改善対策の推進による健全な水環境の維持又は回復《第 6 次全国、第 5 次県》

(6) 資源循環型社会の形成（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化[3R] 等）

〈関係部局：環境部〉

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進と廃棄物の適正な処理を行うための体制構築《第 6 次全国、第 5 次県》
- 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の早期整備《第 5 次県》
- 一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べ低い水準。県分別収集計画に基づく市町村の取組支援、モデル事業の実施によりリサイクルを促進《第 5 次県》
- 不法投棄等、不適正処理の防止をはかるため、関係機関や住民等と連携し監視体制の強化に取組む《第 5 次県》

(7) 環境影響評価等の推進（環境配慮ガイドライン策定 等）〈関係部局：環境部〉

- 事業の実施段階において環境影響評価を実施するなど適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る《第 5 次県》
- 環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定《第 5 次県》

(8) 海岸の保全〈関係部局：土木建築部〉

- 海岸浸食対策等を通じて、環境や景観に配慮した海岸の保全を図る《第 5 次県》

- 土砂採取事業の規制等適正な海岸管理を行い、海岸の保全ひいては国土の保全を行う《第 5 次県》

(9) 美しい景観の保全・再生・創出〈関係部局：企画部、環境部〉

- 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域にねざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成《第 6 次全国、第 5 次県》
- 歴史的風土の保存や自然環境保全を図るための開発行為等の規制（沖縄県県土保全条例、沖縄県赤土等流出防止条例）《第 6 次全国、第 5 次県》

6 持続可能な県土の管理

(1) 拠点都市機能の充実（都市の集約化、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくり 等）

〈関係部局：企画部、土木建築部〉

- 都市の集約化に向け、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導《第 6 次全国、第 5 次県》
- 移動手段が確保されたまちづくりを進め、地域の関係者の連携・協議を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築《第 6 次全国、第 5 次県》
- 日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進《第 6 次全国》

(2) 優良農地の確保・農業振興（農地の集積・集約化の推進、農地中間管理機構等へアプローチしやすい環境づくり 等）

〈関係部局：農林水産部、生活福祉部〉

- 生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地を確保、農業の担い手の育成・確保と農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 利用度の低い農地は、農地のリース方式による企業の農業参入など耕作放棄地の解消・発生防止等、有効利用をはかるための措置を講ずる《第 6 次全国、第 5 次県》
- 農業の雇用促進・所得向上を図るため、6 次産業化、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する取組を支援《第 6 次全国》

(3) 森林の保全・林業振興（持続可能な林業生産活動、計画的な林業の振興 等）

〈関係部局：農林水産部〉

- 森林の有する機能に応じたゾーニングを行い、豊かな森林資源を生かし自然環境に配慮した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興に取り組む《第 5 次県》
- 県立試験研究機関において、森林の持つ多面的機能の発揮や地域活性化のための森林造成技術等の研究開発を推進《第 5 次県》

(4) 健全な水環境の確保（流域の総合的かつ一体的な管理、安定した水供給・排水の確保 等）〈関係部局：環境部、土木建築部〉

- 関係者の連携による流域管理、涵養機能の維持向上、安定した水供給及び排水の確保、地下水の保全及び利用促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策の総合的かつ一体的な推進《第 6 次全国、第 5 次県》
- ダムの長寿命化計画の策定による効果的・効率的な維持管理《第 5 次県》

7 県土の県民的経営の推進〈関係部局：企画部〉

- 県土の適切な管理に向けた所有者や公的機関、地域住民、企業、NPO など多様な主体の参画のほか、地産地消、美化・緑化ボランティアによる環境保全活動への寄与等、「県土の県民的経営」の取組を推進する。《第 6 次全国、第 5 次県》

8 県土に関する調査の推進〈関係部局：企画部、環境部〉

- 県土に関する基礎的な調査（国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査等）を推進し、その総合的な利用を図る。計画的な実施を促進《第 6 次全国、第 5 次県》
- 特に、土地境界の明確化は、事前防災や土地取引、民間開発、県土基盤整備の円滑化等に貢献するため、計画的な実施を促進《第 5 次県》
- 希少種を含む生物の分布情報は、健全な生態系の確保によりつながる情報であるため、様々な主体によるの調査結果を集約し、分布情報等の整備を進める《第 6 次全国、第 5 次県》

9 計画の効果的な推進〈関係部局：企画部〉

- 各種指標を活用し、県土を取りまく状況や県土利用の現況等の分析による計画推進上の課題を把握《第 6 次全国、第 5 次県》
- 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画とあわせて、本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講ずる《第 5 次県》
- 沖縄県土地利用対策委員会の活用による横断的な進捗管理《第 5 次県》
- 市町村国土利用計画の改定を促進し、持続可能で安定的な県土利用を目指す

1 《第5次県》

2 ■ 県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを目的に、地理
3 空間情報等のデジタル技術を活用し、調査結果の普及啓発を図る《第 6 次全
4 国》

5 = 以上 =